

女性が働きやすい職場づくり支援事業【明石市】

個別事業費	412 千円
交付金額	206 千円

地域の実情と課題

本市においては、市内に本社機能を置く9割以上の企業が中小企業であり、これまで規模的にも企業単体で女性活躍の取組を行うのが困難な状況にあった。

これを踏まえ本市では、まず事業者及び各種団体のネットワーク構築を図るとともに、女性活躍の啓発につながるイベント等を開催するなど事業者や市民の意識啓発を図ってきた。

また市内の動きとしては、平成28年度には女性自身の声を施策につなげることを目的として「あかし女性の活躍推進会議」を設置するとともに、令和3年度には更なる施策提案のため、市内横断的に「ジェンダー平等プロジェクトチーム」を設置した。現在は、これらの会議等からの提言書や報告書に沿って、取組を加速させているところである。

事業の特徴

民間企業におけるジェンダー平等を促進するために、中小企業者が行う労働環境の改善に資する就業規則の作成や変更に必要な社会保険労務士等への相談委託料の一部について支援を行う。

職場のパワーハラスメントの禁止、セクシュアル・ハラスメントの禁止など、本市の指定する事項について記載のある就業規則を整備することを条件とする。

事業の効果

中小企業者に対して女性の働きやすさの向上に資する就業規則の作成や変更に取り組む後押しとなること、さらには、従業員への周知を要件とすることで、作成や変更のみにとどまらず、実際に従業員に活用いただけるようになることが効果として挙げられる。

目的・目標

【目的】

とりわけ中小企業においては、女性の働きやすさに関する制度整備及び社内風土の醸成を進めにくい現状がある。そこで中小企業が女性の働きやすさの向上に資する就業規則の作成等に取り組む際に支援することで、女性がワークライフバランスを保ちながら、継続して活躍できる職場づくりを推進することを目的とする。

【目標】

女性の働きやすさの向上に資する就業規則の作成や変更を実施した事業者数 5者

【目標達成状況】

事業者数は7者と目標を上回った。

連携団体

兵庫県社会保険労務士会明石支部
明石商工会議所

今後の課題

より多くの中小企業に女性の働きやすい職場づくりの取組を推進いただけるよう、本事業の周知方法について検討が必要である。

概要

民間企業におけるジェンダー平等を促進するために、中小企業者が行う労働環境の改善に資する就業規則の作成または変更に必要な社会保険労務士等への相談委託料の一部を助成する。

対象者が市内の店舗、事業所等における就業規則を作成し、又は変更することで、次に掲げる事項の全部の記載がある就業規則を整備する場合に限る。

- 職場におけるパワーハラスメントの禁止
- セクシュアル・ハラスメントの禁止
- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止
- 性的指向・性自認等に関するハラスメントの禁止
- 産前産後の休業
- 母性健康管理の措置
- 育児時間及び生理休暇
- 育児・介護休業、子の看護休暇等



対象者

市内に店舗、事業所等を有している中小企業者
※作成の場合は、従業員9人以下の事業所に限る。

募集期間

令和5年7月～随時受付

実績

就業規則の作成または変更を実施した

事業者数：7者
(内訳) ・作成 5者
 ・変更 2者

助成額

就業規則の作成・変更にかかる社会保険労務士等への相談委託料の1/2 (最大10万円まで)